

春監公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和7年度財務監査（事務監査）の結果（令和8年3月30日付け春監公表第11号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び同条第4項において準用する第23条第3項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和8年5月8日

春日市監査委員 松 尾 英 二
同 原 克 巳

令和7年度財務監査（事務監査）措置状況報告
【こども支援部、議会事務局、会計課、監査委員事務局】

1 こども未来課（昇町保育所）

監査の結果	措置の内容
<p>次の備品等の購入について、請書が見当たりませんでした。請書を徴取する基準である「10万円以上」は、発注単位で判断する必要があります。請書は、受注者が発注者からの注文を承諾したことを示す書類です。確実な履行を促すためにも請書の徴取漏れに注意してください。</p> <p>ア 備品購入費</p> <p>（ア）保育所室内遊具（プレイハウスセット）165,000円</p> <p>（イ）保育所用備品（扇風機）171,600円</p> <p>イ 消耗品費</p> <p>（ア）給食用食器115,830円</p> <p>（イ）保育室設置用ネットワークカメラ121,528円</p>	<p>請書がなかったことについて、御指摘の通りです。</p> <p>原因として、担当者1人で確認を行ったことにより、漏れが生じました。</p> <p>御指摘後、請書を徴取しました。</p> <p>今後、請書を徴取したかについて、ダブルチェックを行う体制を作り、必要書類がそろっているか確認を行います。</p>